

第34回 我孫子市放射能対策会議 会議概要

- 【場 所】 市長応接室
- 【日 時】 平成25年3月11日（月）14：00～
- 【出席者】 市長、副市長、水道局長、総務部長、企画財政部長、市民生活部長、健康福祉部長、子ども部長、環境経済部長、環境経済部参与、建設部長、教育委員会総務部長、消防長、施設管理課長、健康づくり支援課長、子ども支援課長、保育課長、クリーンセンター長、商工観光課長、手賀沼課長、農政課長（代理）、道路課長、下水道課長、公園緑地課長、教育委員会総務課長、学校教育課長、放射能対策室長

（報告事項）

（1）放射線量測定結果及び放射能に関する対応について

（各課）

- ・ 特に無し。

（2）公園・子どもの遊び場の除染スケジュールについて

（公園緑地課）

- ・ 平成24年度の除染計画では当初65公園を予定していたが、平成25年度に実施を予定している12公園を前倒しで行うこととしたため、計画数は77公園となった。
- ・ その内、我孫子いちょう公園と下ヶ戸向口公園の2公園については、自治会との協議で平成25年度に実施することになった。また、除染前の詳細測定結果が基準値未滿で除染工事を行わなかった公園は24公園であった。その結果、平成24年度中に除染工事が完了するのは51公園になる予定。
- ・ なお、平成23年度に16公園の除染を完了し、平成24年度中に51公園の除染を行うので合わせて67公園の除染が完了することになる。

（3）手賀沼の放射性物質モニタリング調査について

（手賀沼課）

- ・ 手賀沼の放射性物質モニタリング調査をこれまで環境省が5回、千葉県が2回実施している。千葉県が平成24年12月～25年1月にかけて、手賀沼内と流入河川の調査を行った。
- ・ 水質の測定結果については、全地点において放射性物質は検出されなかった。
- ・ 流入河川の底質の測定結果については、大堀川の北柏橋で平成24年5月に行った環境省の調査で12000ベクレルであったが、千葉県が行った調査では3700ベクレルに下がっている。大津川の上沼橋でも、20200ベクレルだったものが、1690ベクレルに下がっている。

- ・手賀沼内の測定結果については、手賀沼中央は横ばいという状況で、根戸下は23年に3300ベクレルだったものが、今回の調査では8000ベクレルと少しずつ上昇している。
- ・流入河川河口付近の測定結果については、大堀川河口付近では1回目と2回目を比べると増えている。大津川と染井入落付近はほとんど横ばいの状況。
- ・流入河川の周辺環境の測定結果については、1回目から2回目は下がっているが、その後はほとんど横ばいの状況。
- ・手賀沼の周辺環境の測定結果については、放射性セシウムは横ばいの状況で、空間線量は全体的に下がってきている。
- ・今後の測定スケジュールとしては、千葉県が平成25年3月に測定を行い、25年度は3ヶ月に1度の頻度で測定を実施していく。
- ・測定方法については、千葉県の場合は採泥の深さを3cmとしているが、環境省の場合は採泥の深さが深かったり浅かったりしている。今後の測定で千葉県は、深い部分の採泥を行い、放射性物質がどのくらい減ったのか、どのくらい溜まっているのか、そういった部分を含めてみていくとしている。

(4) 子ども総合計画アンケート調査の結果について

(子ども支援課)

- ・昨年の秋、子ども支援課で子育て環境についてのアンケート調査を行い、その中で原発事故による放射能問題でどのような行動を取ったかを聞いた。対象は小学5年生・中学2年生・高校2年生の子どものいる保護者、乳幼児のいる保護者、学校に入学する前の子どものいる保護者、20代～60代の一般市民である。
- ・結果については、小学校・中学校・高校生の子どもの持つ保護者よりも、未就学児の子どもの持つ保護者の方が、放射線量の測定や食品への対応などを行った、あるいは今後行おうと思った方が多く、放射能に対しての意識が高かった。

(5) 第二次放射性物質除染実施計画の変更について

(放射能対策室)

- ・本日の会議で計画の変更を決定する予定であったが、未だ環境省との調整がついていない。そのため、変更案については対策会議での決定をせず、市長決裁をもって決定とする。
- ・変更部分としては、千葉県が管理する施設の部分で「国・県道、その他の公共施設」を「県管理道路、職業訓練施設、手賀沼親水広場、県営住宅」と具体的に記述する。
- ・県が管理する施設の除染は、道路を除き平成25年3月で完了する。道路の除染については平成25年度に完了となる。現行では除染実施スケジュールの部分は、協議の上、除染方法・除染時期を検討するとしているが、平成24年度から平成25年度にかけて除染を行うことを記載する。
- ・国や独立行政法人が管理する施設については、除染が具体的にになった時点で変更する予定である。

(6) 東京電力への賠償請求について

(放射能対策室)

- ・ 2月16日付で千葉県を通じ東京電力から賠償請求についての通知があり、2月下旬に東京電力が放射能対策室に説明に来た。
- ・ これまで東京電力の賠償請求に対する考え方が整理されているのは、水道事業・下水道事業・産業廃棄物処理事業・食品検査（食品衛生法に基づく検査、及び学校給食）である。食品衛生法に基づく食品検査は、保健所を有する自治体が対象で我孫子市は対象にならないが、学校・保育園給食の食品検査は対象になる。
- ・ 今回新たに、牧草等の定点調査に係る費用や学校の屋外プール水に係る検査費用、農畜産物に係る追加的費用が賠償請求の対象になったが、我孫子市は対象にならない。
- ・ 3月末までには、我孫子市が請求している項目についての東京電力の考え方を整理し、市長のところに説明に来ることになっている。
- ・ 水道、廃棄物関係、食品検査に係る人件費については、損害賠償の請求になる。対象は事故に関する法令もしくは政府指示等または取引先からの要請に基づき実施を余儀なくされた業務を地方公共団体の職員が実施したことにより、追加的な負担が発生し、その事実とその関係を通常業務と切り分けて証明できる場合で必要かつ合理的な範囲としている。臨時職員の費用と正職員の時間外勤務手当が賠償請求の対象になるが、国や県の補助金が出ている臨時職員の賃金については、賠償請求の対象にならない。
- ・ すでに請求している4300万円のうち、上記に該当する項目がある場合は、あらためて書式に準じた形で請求する必要がある。損害賠償に関係する水道局、クリーンセンター、学校教育課、農政課には請求書を配布している。賠償請求の対象になるかどうかは、担当課で直接東京電力と話し合いの上、手続きを行って頂きたい。
- ・ これらの請求項目については、全て平成23年度に限った話で平成24年度については新たな指針、考え方が示されるとのこと。

(その他)

(道路課)

- ・ 道路の除染を行っている5社のうち、1社は予定通りの工期で2月末に終わっている。4社は3月19日まで工期を延長した。
- ・ 搬出された土の量は5つのエリアから54袋出ていて、クリーンセンターの建屋には、フレコンバッグ283袋で約193トンが保管されている。

(保健センター)

- ・ 福島県の県民健康調査で行った甲状腺検査のなかで、甲状腺ののう胞やしこりが見つかっている。平成23年に行った甲状腺検査では38,114人のうち35.3%に、平成24年に行った調査では43.1%に2cm以下ののう胞や5mm以下のしこりが見つかっている。
- ・ 環境省が、長崎市・甲府市・弘前市の3歳～18歳の子ども4,365人を対象に福

島県の甲状腺検査と同様の機械・判定基準をもって検査をした結果、56.6%の方に2cm以下ののう胞や5mm以下のしこりがあった。

- ・福島県で行った検査結果よりも、福島県外で行った検査結果の方が高い数字となったが、詳細について確認した上で報告をさせて頂きたい。

(農政課)

- ・農産物の放射性物質の影響については、千葉県や市独自で検査を行なっていて、ほとんどの農産物で検出せず、または基準値以下という結果が出ているが、タケノコと原木しいたけについては国から出荷制限の指示を受けている。
- ・タケノコの出荷制限の解除について千葉県に確認をしたところ、国の方でタケノコが放射性物質を吸い上げる経緯などを分析している段階で、解除の方針が未だ国から示されていないため、今年のタケノコの出荷制限の解除は難しいとのことであった。
- ・市の対応として、タケノコの検査を積極的に受けってもらうように市内農家に通知をする。また、東京電力に来てもらい、農家を対象に損害賠償についての個別相談会を4月15日、16日に開催する予定である。